

## もくじ

新井 進一般質問	1
かみね史朗一般質問	7
松尾 孝一般質問	13
他会派一般質問項目	18

**2月定例会 一般質問****新井 進 (日本共産党、京都市北区) 2009年2月18日**

【新井】日本共産党の新井進です。私は先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

**国民健康保険****保険証の取り上げをやめよ**

【新井】まず、第一点目は、国民健康保険についてです。

わが党議員団は、これまでから「保険証の取り上げによって、医療が受けられず手遅れになる悲劇を繰り返してはならない」との立場で、高すぎる国保料や資格証明書発行問題などとりあげてまいりました。ところが、昨年6月時点で京都での滞納世帯は、約91500世帯、実に5軒に1軒以上にもなっているのです。資格証明書の発行世帯数も、5020世帯と、前年に比べ約1000世帯も増えています。これらの世帯は、病気になっても、医療機関の窓口で医療費を全額支払わなければなりません。資格証明書の発行は文字通り「おカネがなければ医療を受けるな」と通告するに等しいものです。

知事はこれまで資格証明書の発行は「被保険者の個別事情を踏まえ、実体に見合った適切な運用がなされるよう市町村に助言、要請をしている」と答弁されてきました。しかし、現実には起こっていることは、12月議会で西脇議員が紹介した事例のように、ぎりぎりの生活をされている府民が、不況の中で収入が減って、やむを得ず滞納されている、しかも、呼び出しに応じて福祉事務所に行っても「とにかく払えといわれるだけ。もう相談に行く気もしない」と呼び出しが来ても放置するしかない状況に追い込まれていたのです。こういう人からも保険証を取り上げているのが現実なのです。

そこでまずお聞きしますが、1000件も資格証明書発行が増えているのですが、その原因をどのように認識されているのですか。経済的に生活困難に陥っている世帯が増えているからではありませんか。それとも悪質な滞納者がそれだけ増えているといわれるのですか。お聞かせください。

さいたま市では、滞納者への訪問調査を行った結果、「資格証明書の発行は収納率の向上に必ずしも結びつかない」との結論に達し、昨年3月末に発行がゼロになりました。いま、自治体として大事なことは保険証のとりあげという制裁ではなく、滞納した世帯への訪問や面談による調査を行い、必要な場合は生活保護なども含め、暮らしを支える温かな支援を行うことこそ、求められているのです。府内のすべての滞納者、とりわけ資格証明書発行世帯について、京都府が市町村と協力し、訪問調査を行い、実態に応じた相談活動を行うべきではありませんか。いかがですか。

あわせてお聞きしますが、後期高齢者医療保険制度では、高齢者といえども滞納すれば保険証を取り上げることとされています。全国保険医団体連合会がおこなった調査では、滞納者が全国で17万人にも上るとされ、京都でも回答のあった15市町だけでも昨年7月の滞納者は3411人、そして9月には4736人とふえています。これらの人たちは、無年金か、年金収入が月15000円以下の普通徴収の人たちです。こうしたわずかの収入しかない人たちが滞納したからと言って、保険証を取り上げ、医療を受けられなくしていいのでしょうか。住民のいのちと暮らしを守るべき自治体としては、絶対やってはならないことだと思

います。これらの人たちに資格証明書の発行を行わないよう広域連合につよく助言すべきではありませんか。いかがですか。

## 資格証明書世帯にも短期証が発行できることを周知徹底せよ

【新井】また、この資格証明書発行にかかわって、国民の大きな世論で義務教育中の子どもについては、短期保険証が交付されることになりました。このことを通知したのが2008年10月30日付けの厚生労働省の「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」とする文書です。この文書について、わが党の小池晃参議院議員の質問に対し、政府は「基本的な考え方は、市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時支払いが困難である旨の申し出を行った場合には、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して、短期被保険者証を交付することができることとするもの」としています。子どもに限定したものでなく、被保険者が病気になって、窓口での一時支払いが困難な場合、短期証を発行できると回答しています。

これは、資格証明書発行世帯でも、病気になった場合は短期証により医療を受けることができる道が開かれたものです。このことについて、各市町村に周知徹底するとともに、医療機関の窓口でも、資格証明書しかない患者に対し、「治療費の支払いが困難な場合は、短期証を発行してもらえます」と文書等で説明し、市町村と連携して、短期証が発行できるようにすべきと考えますがいかがですか。

## 失業や倒産も国保料減免の対象にすべき

【新井】次に、国保料の減免についてです。

いま、深刻な不況で府民の暮らしが急激に悪化し、国保料の支払いが困難になる世帯が急増しています。こうしたとき、法77条にもとづく保険料の減免について、適切に運用することが求められています。市町村の条例や要綱では、多くの場合、減免は「災害や火災などのとき」と「その他特別な場合」や「市町村長が認めた場合」などと書かれています。ところが失業や倒産、仕事の大幅な減少などについては対象外だとされる自治体もあります。失業や倒産などは、「特別な場合」にあたるとして、保険料減免の対象とするよう市町村へ助言を行うべきではありませんか。京都市ではこれらを減免の対象と明記しています。一部負担金については、ほとんどの市町村で倒産や失業なども対象にしているのですから、保険料の減免についても、認めるのが当然と考えますが、いかがですか。

【健康福祉部長】国民健康保険の問題について、資格証明書については、国においては従前から被保険者の個別事情をふまえて実態に見合った適切な運用がなされるよう市町村に助言要請しているところです。

そうした中、納付相談に全く応じない、または、保険料を支払う能力があるにも関わらず、資力にみあった納付計画が示されていないなど、真にやむを得ない場合の手立てとして実施されており、資格証明書の交付数は市町村において個別に、特別に事情等を判断し採用した結果と考えています。

また、市町村における資格証明書の運用に際しては、訪問調査をはじめとする実態把握を実施するなど、きめ細かな取り組みが進められるよう、今年度から府調整交付金により実態把握に係る経費等に助成するとともに、全庁的に滞納者に係る情報を共有し、きめ細かな相談を実施するなどの、他府県における先進的な事例を収集し、市町村会議や研修等で徹底するなど市町村での取り組みを支援しているところです。

また、資格証明書の発行に係る厚生労働省の通知については、直ちに市町村に通知するとともに、会議の場で改めて周知をしたところです。

国保料の減免については、保険者である市町村が、災害等特別な理由がある場合に、地域の事情はもとより、被保険者、個別の政策実態等をふまえて判断されるべきものと考えています。今後とも引き続き、市町村において政策実態にみあった適切な運用がなされるよう、助言・要請していきたいと考えています。

なお、後期高齢者医療制度における資格証明書についても、従前から適切な運用がなされるよう広域連合に対し助言を行っており、広域連合においても、被保険者の個別事情をふまえて、市町村と十分に連携をはかり、実態をよく把握し、慎重に対応したいとの考えを聞いているところです。

【新井】資格証明書の発行問題ですが、真にやむを得ないものについて発行されているというふうに言われましたが、そういう事態ではないことを、先ほど紹介した事例でも明らかですね。

そして、今求められていることは、そうした人たちが保険証を取り上げられて医療が受けられない、そういう事態をどうなくすかということが問われているわけで、先ほど提案したように、資格証明書発行世帯に

対して、訪問や相談活動をやるべきだと思うのです。このことを京都府がやってこそ、はじめて、本当に温かさのある医療行政ができると思います。再度答弁をお願いします。

**【健康福祉部長】** 資格証明書の問題ですが、先ほどもお答えしたとおり、従来から各市町村に対し、生活実態をよく把握し、適切に運用するよう指導しているところです。

また、訪問調査と実態調査に要する経費について京都府の調整交付金で助成をする。さらには、先進事例を紹介する等取り組みを行っているところです。

## 国保の「都道府県単位の一元化」には大きな問題あり

**【新井】** 国民健康保険問題の最後に、「都道府県単位の一元化」についてお伺いします。

マスコミによれば、1月27日に行われた知事会の勉強会において、本府が都道府県単位の一元化を提案したと報道されています。

しかし、昨年9月議会での私の質問に対し知事は「私どもは全国知事会を通じましてナショナルミニマムを確保する観点から、国の責任においてすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すべきであると主張しており、京都府としてもこういった立場で提案要請していく」と答弁されています。わずか4ヶ月前の議会答弁とまったく違う提案を知事会でされるということはどういうことなのか。この答弁との関係はどうなのか。また、議会答弁をどのように考えておられるのか、まずお答えください。

二点目は、国民健康保険制度が多くの困難を抱え、保険者である市町村が大変な状況にあることは、本議会でも繰り返し取り上げてまいりました。

最大の問題は、制度創設時、自営業者を中心にした制度であったのが、いまでは年金生活者や失業者など仕事を持たない低所得者が多数をしめ、しかも高齢者など医療の必要性が高い層が多く占めるにかかわらず、医療費に占める国の助成が大幅に減らされていることです。その結果、保険財政が赤字に陥り、保険料の相次ぐ値上げで負担も限界を超え、滞納者が全国的にも2割を超える、こういう事態を作り出しているのです。

今回の都道府県単位の一元化提案は、こうした問題の解決に役立つのですか。まったく役立たないのではありませんか。それどころか、憲法25条に基づく国の責任を免罪し、特別に高い保険料の地域の負担を、医療機関が少なく、医療を満足に受けることができないような地域の住民に新たな負担を負わせ、平準化することになるのではありませんか。いかがですか。

三点目は、この提案が、いま政府・厚生労働省がすすめるようとしている「医療費適正化」の名による診療抑制、医療費抑制を府県の責任で進めるための体制作りと一体のものではないかということです。

政府はいま在院日数の短縮、療養病床を始め、病床数の削減、「効率化」など、都道府県に医療費抑制のための「医療費適正化計画」推進の義務を負わせてきています。京都府の提案は、この「医療費適正化計画」をすすめるための体制づくりのものではありませんか。お答えください。

**【知事】** 国民健康保険制度に係る提案について、今のご指摘は全く勘違いであります。こうした事案は、現在は大変、各医療保険制度は厳しい状況にあります。こうした状況の中で全国知事会においては、国の責任において全国レベルでの一元的な医療保険制度を構築する提案がなされたところです。

では、国と地方が一律の保険制度を考えた時に、こうした制度のもとで、国民健康保険と各域の医療保険制度が地域の特徴をふまえ、実際にどのような運営をどのような単位で行うべきか、具体的な案をこれから検討していかなければならない時期にあります。

全国的な制度だから、また国民医療保険庁をつくれれば良いというのでは、これは社会保険庁がおかした大きな過ちを繰り返すだけであります。

住民とのきちんとした双方向のやりとりが出来る地方公共団体がこうした制度の中で役割を果たすのはあたりまえであります。

また全国制度へ向かう過程を作り上げるためにも、今回の提案は、私は大変現実的なものであると考えています。特に、住民の医療、健康政策を担う都道府県が国任せにするのではなくて、主体的に議論することはこれからの医療保険制度のあり方に対して、きちっと地方から主張していく上でも大きな意味があると思っています。

これによって都道府県単位で疾病構造や医療費、医療サービスの状況を分析評価することで、府民が安心して医療を受けられる制度をいかに構築していくか、その上で保険料の問題も含め、国に対してしっかりものを言っていくことが必要ではないかと思っています。

慢性的に赤字を抱え、小規模市町村では重病の方がでると国保についてすぐに赤字になったり、すぐに国

保険料に跳ね返ってしまう現実がある。じゃあどれだけ具体的な提案を皆さんはされるのか。そうした問題について私はナショナルミニマムという点から今回の提案をさせて頂いたところです。

したがって、今回の提案については、市町村の負担を都道府県が負って成るという消極的な見地からこれは都道府県にも異論があるのは事実です。そう簡単な議論ではありません。しかし、こうした議論を通じて、私は医療保険制度について、しっかりした安定的な制度になるようこれからも提言を続けていきたいとおもっています。

**【新井】**国保の一元化問題ですが、勘違いでも何でもありません。この間、1月27日に京都府が提案された提案文書の中に、「国民健康保険の都道府県単位の一元化」ということについては明記をされているのですから、それをめぐって私は討論したわけで、それは、そういう提案はしていないかのような答弁は筋違いだと思います。

また、社会保険庁の問題を持ち出されましたが、社会保険庁の問題は、社会保険庁があったことが問題ではないわけです。社会保険庁が国民から預かった年金の掛け金の運用等について適切な運用をしなかったというところに問題があるわけで、社会保険庁があったことが問題だというふうなすり替えは全く、知事自身がすり替え答弁だと思います。

改めてお聞きしたいのですが、一つは、医療保険の問題について京都府の提案をいっ一番に歓迎したのが厚生労働省です。1月29日には厚生労働事務次官が記者会見で京都府の提案を大きな意義があることだとして、今後、京都府への協力を惜しまないという考え方を示しました。

今、都道府県単位での一元化を提案しているのは、医療費の抑制を進めている政府・厚生労働省自身であって、府の提案はこの厚生労働省に歓迎されている。正に、いま京都府がやろうとしていることは、国が進めている医療費抑制の片棒を担ぐことになるのではないかという問題です。この点をもう一度改めてお聞きしたい。

もう一つの点は、住民福祉の観点で、本当に医療制度を安定させるというのなら、何故いま国の責任について全国知事会等と一緒に、それを追求しないのか。その問題について棚上げにして、国保の一元化問題を進めていくというところに、先ほども指摘したように、国の医療費抑制策に手を貸すものになっていくという指摘をしているのですから、この点についてももう一度お答え頂きたいと思います。

**【知事】**国民健康保険制度に係る提案について、片棒とかそういう話ではないと思うんです。今、市町村が大変苦しんでいる中で、どういう解決策を具体的に私達が国と話し合っていかなければならないか。結局都道府県が議論を避けたことが長寿医療制度につながった、これは、私達は重く受け止めなければならないと思っています。我々は医療制度において責任を果たしていく時に、しっかりと提案をしながらやっていかなければならない。

社会保険庁について、すり替えだという話がありましたが、じゃあ社会保険庁の職員がみんな悪かったのでしょうか。社会保険庁を運営していた人たちが悪かったのでしょうか。私はやはり、制度的な問題であると思います。しっかりと双方向でやり取りができる地方公共団体が、医療保険制度の中で役割を果たしていく、そして、国がナショナルミニマムとして財源企画においては責任を果たしていく。こういうコラボレーションがなければ、これからの医療保険制度は安定したものにならないと思っています。

なお、医療制度についての財政負担については、これは知事会を通じて、具体的に2200億円の抑制等についても、また我々の政府要望においてもしっかりと要望しているところであり、そうした点についてはみて頂きたいと思います。

**【新井】**国保の一元化問題ですが、国保の一元化について社会保険庁の問題とひっかけて言われましたが、社会保険庁問題は全く筋違いの知事の答弁だと思います。

社会保険庁問題については、これまでから既に答えが出ていますから、改めて言う必要はないと思います。

最後になりますが、京都保険医新聞が2月16日に書いたのは、「いま自治体と言うべきは、国民の命・健康を守る医療保障の責任は国にあるということを行うことが大原則である」というふうに指摘をしています。いま求められていることは、市町村の国保が大変という問題についても、国が本来出すべき金を削ってきたという事態の中で起こっているのですから、国の責任において解決させるということの方向を変えていくというのが間違っているということを指摘しているわけで、その点を求めて次の質問に移ります。

## 視覚障害者

### 仕事を安定させるために支援を

【新井】次に、視覚障害者への支援について質問します。

雇用情勢の悪化は、障害者にも深刻な事態を招いており、本格的な対策が求められていますが、視覚障害者の雇用対策について伺います。

これまで視覚障害者の職業的自立を支えてきた按摩や鍼、灸の三療業への晴眼者の進出が急増し、就業環境が悪化してきています。京都市や宇治市、城陽市などいくつかの自治体で実施されている三療施術費に対する助成制度を本府としても行い、府民が気軽に三療施術が受けられるようにすることによって、視覚障害者の仕事を安定させることが大事だと思います。府としても市町村への助成を行うことが必要だと思いますが、いかがですか。

また、本府の「障害者就労支援プラン」でも障害者は「障害のない人に比べ能力開発の機会がまだ少なく、訓練職種なども限られている」としています。以前にも提案しましたが、視覚障害者の就労を拡大するための職業訓練体制を拡充することです。

現在、視力障害者福祉センターで三療の職業訓練が行われていますが、パソコンなどIT機器を活用して職域を拡大する研究やそのための訓練、さらには新たな職域拡大や求人開拓のためのサポーターの配置などすべきではありませんか。98年2月の私の質問に対し、「点字パソコンを初めとする就労支援機器が発展途上にあるなど、就労環境整備についての研究が進められている段階であることや、養成後の職域開拓などの課題もあります」と答弁がありましたが、すでに10年もたつて就労支援機器は大幅に改善されています。その後の検討の状況はどうなっているのかもあわせてお答えください。

### ガイドヘルパーの養成拡大と報酬引き上げを

【新井】次に、視覚障害者の移動支援についてです。視覚障害者が自立した生活を営み、社会参加をしていく上でガイドヘルパーによる移動支援は欠かせません。この充実については、その改善を求めて来たところですが、改めて数点お伺いします。

その一つは、新規のガイドヘルパー養成を毎年行うことについてです。これまで本府はすでに多くのガイドヘルパーを養成してきたとして、新規の養成の取り組みは行ってきませんでしたが、今年度は国の事業もつかって実施をされたところですが、この養成事業を来年度も継続することが求められています。

本府がこれまでに養成したとされるガイドヘルパーが、実際にその職務についているのは限られていますし、ガイドヘルパーには定年もあり、さらには転居なども含め自然減があります。来年度も新規の養成研修を実施すべきと考えますが、いかがですか。

さらに、ガイドヘルパーの報酬などについてです。報酬は実際に移動にかかった時間で算出されるため、通院の場合、病院の受付までの移動時間と、診察・会計終了後の移動時間が報酬の対象であり、診察中の長時間の待機時間は対象にはなりません。しかも時間単価は低く、京都視覚障害者協会のヘルパーの場合は、協会の持ち出しで単価を上げていますがそれでも一カ月の収入は多い人で十数万円、少なければ数千円という状況です。これでは、ガイドヘルパーが生活できず、資格をとってもその仕事をすることはできません。こうした状況の改善が求められています。報酬の引き上げなど助成措置が必要と考えますがいかがですか。

また、視覚障害者にとっても、外出が多くなれば費用負担が大きくなり、必要な外出も控えるということになります。移動のみは無料にしている自治体もありますが、有料のところも多く残されています。本府としても視覚障害者が、安心して利用できるようにすることが必要なものではありませんか、いかがですか。お答えください。

【健康福祉部長】視覚障害者への支援について、按摩、マッサージ、指圧、鍼、灸など三療施術について、治療上必要な場合には医療保険が適用され、低所得の高齢者や障害者等の方については福祉医療制度で負担軽減が図られております。また、介護保険制度においても、施術に係る有資格者の活用が図られているところです。

視覚障害者の就労支援については、平成18年の障害者自立支援法の施行にともない、新たな体系として一般就労への支援の仕組みが制度化され、例えば、社会福祉法人京都ライトハウスにおいては、就労移行支

援事業所としてパソコン等を活用してテープ起こしや点字印刷などの訓練を行い、一般就労に結びついているところ です。

他の就労支援事業所においても、視覚障害者を対象とした就労支援が行われていると承知をしており、今後とも、具体的な相談があればしっかりと対応してまいります。

また、京都テルサ内の京都ジョブパークに設置したハートフルジョブカフェにおいて、視覚障害者を含む障害のある方々への就労支援に取り組んでいるところ です。

次に、視覚障害者の移動支援について、ガイドヘルパーの養成については今年度も実施したところですが、各市町村からの要望もふまえ、来年度についても引き続き実施することとし、今後、委託先など関係団体と調整することとしています。

また、移動支援事業の実施については、利用料については、全ての市町村で無料化、もしくは低所得に対する軽減措置が講じられており、また、報酬水準についても、市町村の創意工夫によって、地域の状況に応じた仕組みで行われているところ です。

京都府としては、国に対して事業の実施に必要な財源が確保されるよう求めているところですが、今後とも更なる充実を図られますよう引き続き要請していきたい。

## **地元問題**

### **雲ヶ畑など、京都市内山間部の公共交通機関への支援を**

【新井】最後に、地元問題について質問します。

北区の雲ヶ畑地域での公共交通機関は、京都バスのみです。ところがこの京都バスが一昨年朝2便、夕方2便に大幅に減らされました。そのため、高齢者の方は通院するのに朝のバスでかけ、診療が昼に終わっても夕方まで帰るバスがなく、やむなくスーパーなどで時間をつぶさなければなりません。地元自治会のみなさんはやむを得ず、昨年2月からタクシー会社と契約し、週二回昼間の時間帯にタクシーを走らせ、高齢者のみなさんの通院の足を守る取り組みを始められましたが、継続することは大変です。私は、住民の移動の自由を保障する、ましてや高齢者や障害者の通院など、生活を支えることは自治体の重要な役割だと考えます。

知事もこれまでから京都市民は府民でもあるといわれ、府市協調をいってこられました。こうした京都市内の中山間部の住民が安心して暮らせるようにするためにも、市民の足を守る取り組みを府市協調でとりくむよう京都市に働きかけていただくよう強く求めますがいかがですか。

また、本府の市町村運行確保生活路線補助金などは「過疎地域等」となっています。雲が畑のような地域は、中山間5法指定地域でも、辺地指定でもありませんが、実態は過疎地域等と同じ状況になっているのです。京都市周辺のこうした地域についても府の助成事業の対象とし、府市協力し、京都市内山間部の住民の移動の自由を保障すべきと考えますがいかがですか。

積極的な答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

【建設交通部長】京都市内中山間地域の交通問題について、京都府における市町村運行確保生活路線に対する補助は、過疎地域や山村地域など法律の指定を受けた地域等を運行する路線に対し、市町村が補助をする場合に府が支援することとしています。

中山間地域における生活交通の維持確保については、その地域の特性に合った形体で地域の足を確保されることが大切であると考えていることから、地域の事情に最も精通した京都市において、地域の様々なニーズをふまえながら、事業者や住民なども交えて地域の足の確保について十分にご議論いただく課題であると認識しています。

# かみね史朗（日本共産党、京都市右京区） 2009年2月18日

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告しています諸点について知事、並びに関係理事者に質問いたします。

## 障害者自立支援法

### 障害者が人間らしく生きる権利を真に保障する、総合的な障害者福祉法を

【かみね】最初に、障害者自立支援法の見直しについてです。

政府が発表した新年度予算案では、障害者福祉サービスの利用者負担について、これまでの軽減措置を今年4月以降も継続するとして、障害者・家族から撤廃を求める強い声が上がっている「応益負担」制度を、引き続き維持する方向となっています。また、事業所に対する報酬は、世論と運動を反映して、今年4月に5.1%引き上げの改定を行いますが、「日払い制」を維持し、「月額制」に戻すことには背を向けています。

政府の「自立支援法見直し」の方向が、部分的な見直しで済ませようとするものになっているのは、社会保障費を削減するという、破綻が明瞭の小泉「構造改革」路線に固執しているからに他なりません。自民党は、日本障害者協議会のアンケートへの回答で、「応益負担原則は堅持すべき」であるとして、その理由を「軽減措置」によって「平均的な負担率は、おおむね3%程度になる見込みであり、応益負担の考え方を十分に取り入れた仕組みになっている」としています。

しかし、二度にわたる軽減措置は、障害者の大きな運動があったからこそ、国が実施したものです。私達日本共産党も論戦をおこないました。それ自体、「応益負担」がいかに障害者の生活実態に反した制度であるかを裏付けるものに他なりません。

しかも、軽減措置が講じられたとはいえ、この場でも明らかにしてきましたように、障害者の負担は依然重いものがあります。府北部のあるグループホーム利用者の場合、日中通う作業所の利用料は負担軽減で月1500円となったものの、作業所の食材費が4000円、グループホームの家賃、光熱費、食費を含めた費用が43400円、通所のためのバス代7200円、それに国民健康保険料1800円を払うと、二級の障害基礎年金66000円では、8100円しか残りません。作業所からの工賃8000円をプラスしても、季節の衣類や日用品が買えるかどうかです。最低生活以下の生活をよぎなくされており、応益負担がいつもの追い討ちとなっていることは明らかであります。

今、京都をはじめ全国の障害者や家族が、自立支援法の応益負担制度は、「生存権」と「法の下での平等」をうたった憲法に違反するとして、訴訟に立ち上がっています。国は、原告の訴えを、真摯に受け止めるべきであります。

日本共産党は、「自立破壊」の障害者自立支援法はきっぱり廃止し、新たに、障害者が人間らしく生きる権利を真に保障する、総合的な障害者福祉法を確立することを提案しています。

この立場で3点について質問します。

第一に、応益負担の問題です。知事は、事実上応益負担となっており、負担軽減措置の継続を求めるという立場を表明されてきましたが、先度紹介したように、障害者の多くは最低生活以下の生活をされています。応益負担がそれに追いつくのをかけ、自立した生活を阻害しているのです。知事は、こういう現実を我慢してくれというのですか。どうお考えですか。私は、国に対し応益負担の撤廃を強く求めつつ、当面、本府独自に住民税非課税世帯など低所得者の障害者の負担を無料化し、食材費の実費負担は、元に戻して負担をなくすべきであると考えますが、いかがですか。

第二に、事業所に対する報酬の問題です。報酬単価の引き下げや日払い方式による減収を補填する措置が講じられましたが、それでも多くの事業所が赤字経営となり、行事の縮小・廃止など利用者サービスの後退と、職員の賃金カット、パート化など労働条件の切り下げを余儀なくされています。人手不足も深刻です。

京都の共同作業所連絡会が調べた府内12カ所の共同作業所の経営状況をお聞きしますと、支援法施行前の平成17年度と比べ、19年度は9割補填がなされましたが、ほとんどの作業所で赤字となり、その総額は6200万円にも達しています。人件費を7500万円削減しても、そんな深刻な状況となっています。したがって、事業所への報酬単価をさらに引き上げ、支払い方式を「日払い制」から「月額制」へ戻すことは緊急を要する問題です。また、職員の待遇改善のために、公費の投入によって、賃金アップをはかることが必要です。さらに、行き届いた支援ができるように、職員配置基準を改善することも待ったなしです。給

食・事務・施設長など削減された職員配置基準の復活、グループホーム、ケアホームの夜勤体制の改善などが急がれます。

知事として、国に強く求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、そのための本府独自の支援措置をおこなうべきであると考えますが、いかがでしょうか。

第三に、新事業体系への移行の問題です。すべての施設が、2012年3月末までに新事業体系への移行を迫られています。しかし、一般企業に就労するための施設に移行すれば、比較的良い報酬が出されますが、2年後に就職できない障害者はその施設から出て行かなければなりません。人数が減るため報酬も下がります。いまの不況のもとでは、企業が障害者の雇用拡大をすすめることは、きわめて困難になっており、就労できない障害者は、路頭に迷うことになりかねません。一方、生活介護の施設に移行すると報酬が減らされます。こうしたことから、移行をためらう施設が少なくないのです。

施設や事業者が安心して新たな体系に移行できるようにするためには、報酬単価の大幅引き上げで、経営の安定をはかることが欠かせません。同時に、障害者を「就労」か「介護」に機械的に分けるのではなく、どの障害者にも働くことを保障しながら、日常生活や介護も支援するというように、新施設体系のあり方を再検討することが必要であると考えます。就職できなかつたら施設から追い出すような無慈悲なやり方は改めなければなりません。国に再検討を求めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

## 児童デイサービスへの支援

### 事業の無料化を

【かみね】次に、児童デイサービスへの支援についてです。障害者自立支援法によりますと、「児童デイサービスとは、障害児につき、肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する」ものです。

私は、京都市内のある児童デイサービス施設を訪問して施設長さんからお話を聞かせていただきました。いつも両親から「ちゃんとしなさい」といわれ、子ども自身が「どうせできない」「僕はダメなんや」と思いこみ、神経症やうつになっていた子どももいるそうです。しかし、療育の中で、「僕のつらい気持ちをわかってくれた」と自信をもち、自己肯定感をもてるように変わっていきます。また、集団で遊べるようになったり、過敏な子が水たまりで遊べるようになったり、手をつないで歩けるようになるなど、発達や成長が促されています。親の方も、個別の援助や助言、グループ活動などを通じて、我が子の「わがまま」というとらえ方から発達障害からきているという理解に徐々に変わっていきます。乳幼児の段階から療育を受けることがその子の発達にとっても、家族の理解を深める上でも非常に重要であることを実感しました。

そこで質問致します。

第一に、子どもへの応益負担の問題です。あるお母さんは、「親子で療育に通う日は、仕事も休まねばならず大きな負担です。子どもが楽しくトラブルなく集団生活を送るには、保育園や学校と自閉症の専門機関との連携が不可欠です。続けて長く療育が受けられるように子どもたちを助けて下さい」と話しています。お金がなかったら療育がうけられない、療育の回数をへらすということになったら、障害を持つ子どもは救われません。子どもたちには、最善の環境を享受する権利があります。子どもへの療育に、お金がかかること自体見直すべきです。滋賀県大津市や鹿児島市などでは独自に応益負担を撤廃し、無料化しています。国に求めるとともに本府独自に児童デイサービス事業を無料化すべきです。いかがですか。

### 施設の増設へ施設整備費の助成制度創設を

【かみね】第二に、児童デイサービス施設の増設の問題です。児童デイサービス施設は、京都市内に6カ所、府下に18カ所あり、定員総数303人となっていますが、ニーズはますます高まっています。しかし、障害児施設以外の通所施設には、整備費に対する国の助成制度がありません。府内の市町村では助成しているところがあります。京都市内を含め、児童デイサービスを増やすために、国に整備費への助成制度を求めつつ、本府として助成制度を創設すべきです。いかがでしょうか。

### 施設の赤字経営実態に対応し運営費への助成制度も必要

【かみね】第三に、運営費に対する助成制度の問題です。厚生労働省が今年度障害福祉サービス経営実態調査を行いました。児童デイサービスの平均収入1520万円に対し支出は2008万円です。差し引き480



万円の赤字経営になっています。しかも、赤字の割合が児童デイサービスが最も多いことが明らかになりました。健全な運営を継続するためには運営費に対する助成制度も必要であります。自立支援法施行後に児童デイサービスを始めた事業所には、報酬の9割補填の助成もありません。国に制度創設を求めるとともに、本府独自に助成制度をつくるよう求めますが、いかがでしょうか。以上についてまずお答えください。

**【知事】** 障害のある方々にとって必要なサービスを受けることができない状況が生じ、自立した生活を阻むことがあってはならないとの考え方から、利用者負担の軽減については、法施行前から、何度も国にするとともに、京都府としてもまさに全国に先駆け、都道府県としては京都府が一番に動いたということなので、これはご理解をいただきたい。

そして、一定所得以下の方々を対象に利用者負担の軽減措置を実施したわけです。

一定所得者としては、応益負担ではなくて、応能負担となる制度とした。こうした府の動きを経て、国においても19年度及び20年度の軽減措置を講じた結果、低所得者の負担上限額は、当初の8分の1以下で、実質的には府制度と同様に、所得に応じた制度となっている。本当に京都府が先鞭をつけていることをご理解いただきたいし、さらに不十分な点については、京都府において重度障害者福祉サービス利用に関する負担上限額の引き下げや、総合上限制度の導入など、引き続き独自措置を実施しており、食料費・医療費も含め、トータルとして負担を軽減していることをご理解いただきたい。

一方で、国においても平成21年度から制度改正に向けて、障害者自立支援法の見直しが検討され、特別対策等による利用者負担の軽減措置の延長・拡充をすでに決定し、去る2月12日には、与党プロジェクトチームにおいて利用者負担のあり方を変更する方針が示された。

問題なのは、負担水準をどうやったら引き下がるのか。応能にするからといっても別に、所得の高い人からは、加味根議員は、能力があるから高い負担を取れと言っているのではないと思う。どうやって負担水準を下げるかということが一番大事で、その中でみんなが安心して福祉を受けられるよう、私どもは、今後示された具体的な内容について周知するとともに、引き続き、市町村や関係団体と連携して、地域の実情に見合った障害者にとって本当に利用しやすい制度となるよう改善を求めていきたい。

**【健康福祉部長】** 障害者施設の運営については、日払い制の導入などにより、多くの施設で減収となっており、厳しい状況であるため、京都府では、施設運営に対する独自の貸付制度や利子補給、経営相談等の支援を実施してきた。

同時に、国に対しては、事業者が安心して運営できるような制度改正を強く要望してきた。

この結果、国においても従前の収入の9割の保障や送迎サービスにかかる費用の補助などを実施するとともに、昨年4月からは、通所サービスの報酬単価を約4%引き上げるなどの措置を講じた。

さらに、国において、障害者自立支援法の見直しを検討する中で、平成21年度からは、施設運営安定化のための措置や福祉専門職の配置加算、ケアホームの夜間支援体制加算の拡充など、全体で5.1%増の報酬改定が実施され、一定程度の改善がはかられる。

また、収入の9割保障などの事業者支援についても平成23年度まで、延長されることとなり、施設対象の支援に対する助成などが新たに実施される予定である。

一方、施設の体系については、障害者自立支援法の施行にともない、従来までの施設類型に応じた定型的なサービスを行なう仕組みから、利用者のニーズに応じて、例えば、機能訓練や就労支援など、さまざまなサービスを組み合わせる利用可能な利用者本位の仕組みに見直され、また、入所した施設以外の日中活動を利用できるようになった。

今後とも京都府としては、この制度が障害者にとって、真に利用しやすい制度となるよう、市町村や関係団体と連携し、引き続き国に求めていく。

児童デイサービスについては、京都府においては、安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者負担を軽減することや、安定したサービスが提供できる報酬水準とすること。児童デイサービス施設等整備についても、恒久的な国庫補助制度の対象とすることなどについて、制度設計の責任と権限を有する国に対して、要望を行ってきた。

一方で、京都府としても、全国に先駆けて利用者負担の軽減措置を実施するとともに、施設運営に対する独自の貸付制度や利子補給等の支援を実施してきた。また、児童デイサービスの施設や設備の整備については、国の特別対策事業に基づく資金を有効に活用し、サービス提供に必要な施設や設備の整備を支援するため、この2年間で9事業所に対して補助を行なった。

一方、国においては、障害者自立支援法の見直しに向けて、児童デイサービス事業を障害児施設と同様に児童福祉法に位置付けることや、放課後型児童デイサービスの創設等が、検討されている。京都府としても、引き続き利用者負担の軽減や施設設備の整備等の支援を行なうとともに、国に対して必要な要望を行なっていきたい。

**【かみね】**まず、障害者自立支援法の応益負担の問題です。知事は、所得に応じた制度にしていると強調されていますが、私が紹介した障害年金2級の人の収入というのは、年金と作業所の工賃を合わせても、たったの月74000円。そこから、さまざま差し引くと、衣類や日用品も満足に買えない。土曜日、日曜日に家に帰っても、お金のかかることは何もできない。これで憲法25条が保障している文化的で最低限度の生活といえるのでしょうか。こういう人から利用料を取って、食材費は自己負担、ホテルコストも全額自己負担。こういう応益負担の制度というのは、憲法25条に反しているのではないかと思うのですが、知事は、どう考えられるのでしょうか、お答えください。

児童デイサービスについては、国に制度化を要請していると貸し付けや利子補給という話でしたが、京都市内で新たに児童デイサービスを始められた方におききしますと、助成がなく、6000万円を超えるお金をかけて対応せざるをえなかったという状況でした。そして、あちこちききましたけれども、児童デイサービス単独で運用したら、必ず赤字になる。本当に大変なのだということでした。そういう意味では、府独自の財政支援策を積極的に考えるべきではないかと思うのですが、この点は再度お答えください。

**【知事】**憲法25条の問題はおそらく、トータルで生活保障の問題として考えるべきだと思うので、一つの制度を取り上げてどうするというのではないのではないかなと思う。トータルとしてどういうふうな形でその生活が保障されているか、その水準を国がどういうふうに判定していくかだというふうに思います。

それから、先ほど申したように、私どもは、まさにその中において、障害者の皆さんの負担水準を少しでも低くなるように国に要請していくとともに、独自措置を全国に先駆けて講じているわけですから、この点をご理解いただきたい。

**【健康福祉部長】**児童デイサービスについては、先ほど申した通り、これまでから利用者負担の軽減措置や国の基金有効活用による施設設備の整備に対して助成してきた。引き続き、こうした取り組みを進めると同時に、国に対してしっかりと要望していきたい。

**【かみね】**障害者の生存権や人権保障という観点から考えると、やはり、応益負担という制度は、キッパリ廃止すべきであります。また、障害を持つ子どもの発達を保障するためにも、児童デイサービスの増設に、府独自の支援をぜひ検討していただきたいと思います。

## 特別支援教育

### 障害種別ごとに特別支援学級を設置せよ

**【かみね】**次に、特別支援教育の充実についてです。

文部科学省の調査で発達障害の傾向を示す小中学生は6.3%、68万人に上り、1クラスに約2人と推定されています。本府でも特別支援教育の努力がはじまっていますが、障害を持つ子どもたちの教育保障のうえで、その充実が極めて重要であります。そこで、3点について質問いたします。

第一に、特別支援学級の設置についてです。昨年5月1日現在の京都市を除く府内小学校の特別支援学級は知的障害学級が210、児童数603人、情緒障害学級70、児童数190人です。中学校は知的障害学級95、生徒数340人、情緒障害学級28、生徒数76人です。特別支援学級の担任の先生の様子をお伺いしましたが、外に飛び出す子がいたり、下の世話をしたりで、休み時間なく子どもに張り付いている状態です。先生方の要望は、「知的障害学級のなかに自閉症の子が増えている。自閉症の子は情緒障害学級で教育した方がいいので、障害の種別で特別支援学級を設置してほしい」ということでした。情緒障害学級の設置状況を近畿の府県と比べてと見ると、確かに京都府が非常に少ないことがわかります。府内小中学校のなかで、情緒障害学級を設置している割合は38%ですが、滋賀県は63%、大阪府は82%にのぼります。

本府で情緒障害学級が少ないのは、特別支援学級の設置基準を1学級8人の定員として、定員に足りなければ情緒障害児も知的障害学級に入れているからではないでしょうか。

京都市教育委員会は、情緒障害児1人ないし2人で情緒障害学級を設置しています。本府教育委員会も、

こうした基準に改善し、障害の種別で特別支援学級の設置を促進すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

## 計画的に通級指導教室を増設し、全小中学校に設置を

【かみね】第二に、通級指導教室の設置についてです。この教室は、言語障害児学級から移行したもので発達障害の子も対象になっています。教室が設置されている学校へ保護者が子どもをつれて通い、教育指導を受けています。

本府の通級指導教室は、府内の43小学校に73教室、12の中学校に12教室設置され、近畿の中では比較的多い状況です。通級指導を受けている児童生徒は小学校1497人、中学校131人です。しかし、府南部のある小学校の通級指導教室の先生に聞きますと、20人以上の子が放課後にやってくるそうですが、非常にニーズが高く、受け入れを断ったり、待ってもらったりしている状況があるそうです。

通級指導教室が足りないのが実態です。

発達障害の子どもは、通常学級の中だけでは対応できないといわれます。教室にいられなかったり、飛び出したりする子どもなど、その子に必要な個別の対応が求められます。その相談と指導の場が通級指導教室です。親御さんや先生方は、通級指導教室をどの学校にも設置してほしいと願っています。そうすれば時間をかけて通わなくても、毎日でも子どもの学校内で指導を受けることができます。ぜひとも、計画的に通級指導教室を増設し、小中全学校に設置していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

## 高校での特別支援教育の充実を 定時制・通信制高校の定員拡大を

【かみね】第三に、高校での特別支援教育の充実についてです。京都市を含む中学校特別支援学級の卒業生の中で、平成19年度に高校に進学した子どもは75人程度で、年々増えています。発達障害の子どもの高校進学はわかりませんが、もっと多いと思われれます。こうしたなかで高校での特別支援教育も非常に重要な課題になっています。

私は、高校における発達障害支援モデル事業に取り組んでおられる朱雀高校の状況や課題について、校長先生や副校長先生にお話を伺いました。桃山養護学校の巡回指導も受けながら職員研修を進め、個別のケーススタディも行い、教職員全員で情報を共有し、一人一人の子どもに沿った適切な対応をすすめるなかで、一定の成果をあげておられます。わかってきたことは、一人として同じ障害はないということだそうです。プリントの字間や行間が狭いために理解が十分できなかったことがわかり、行間を広げるなど改善したら、その子の理解が進んだなど、一人一人の状態を理解することの大切さが強調されていました。朱雀高校の取り組みの教訓を全体のものにすることが重要だと思います。

同時に、障害を持つ子どもたちの教育を保障する点では、高校でも教育条件を抜本的に充実することが必要ではないかと思えます。一つは、障害を持つ多くの子どもたちの受け皿となっている定時制・通信制高校の定員が削減され、数十人の不合格者を出していることは重大です。定時制・通信制高校の定員はむしろ拡充すべきであります。二つには、高校においても個別の指導が極めて重要であり、高校においても通級指導教室を設置していくべきであると考えます。いかがでしょうか。お答えください。

【教育長】特別支援学級の設置について、京都府では、一人一人の障害の実態に応じてきめ細かな対応を行うことを基本として、市町村教育委員会において子どもの状況を判断し、学級編成が行なわれている。

情緒障害学級についても、分離して一人、二人の学級にする方が適切な場合もあれば、同年齢の子ども集団のなかで、対人関係のスキルを学び、自立と社会参加の力をつけていくことが望ましいというようなケースもあり、障害の実態に応じて必要な場合には、一名二名の学級も設置しており、このことは、京都市も府内市町村も同様の扱いである。

なお、全小中学校数に対する特別支援学級の設置率は、全国平均を大きく上回る状況にあり、今後も児童生徒の障害の状況に応じた学級編成を行っていきたい。

通級指導教室については、軽度の言語障害等の子どもも対象に教科等の指導は主に通常の学級で行い、障害を改善、克服するための指導を特別の場で行う形態で実施している。

設置に当たっては、これまでから市町村教育委員会の希望をきき、府内全体のバランスも考慮して、計画的に設置し、本府は全国的にも極めて高い設置状況となっており、引き続き充実していきたい。

高校での特別支援教育については、現在、校内委員会の設置やコーディネーターの指名など校内体制の充実に努めている。今後は、特別支援学校による相談や助言も活用して、障害のある生徒を学校全体で支援す

るための体制の充実や、教員の専門性の向上に努め、きめ細かな個別指導を行っていききたい。

また、定時制、通信制課程の入学定員については、全日制課程も含めて全体を見ながら確定をしている。

**【かみね】**特別支援学級についてですが、必要に応じて設置しているということなのですが、現場の先生は、やはり自閉症の子が増えている。その子はやはり情緒障害学級で指導すべきではないか。情緒障害学級を設置して、そちらで指導するよという要望をしても、なかなか設置してもらえない。こういう現実があります。やはり、現場の意見を尊重して学級編成は考えるべきです。それを可能にするためには、市町村でやられていると思いますが、やはり、障害種別で設置をすること。そして、一人でもそういった子どもがいれば、その障害に応じた学級をつくる。こういう原則を、しっかり基準として設けることが、やはり必要ではないかと思いますが、この点については改めてお伺いしたいと思います。

それと、通級指導教室については、現に入れなくて、断わらざるをえない状況があります。増設を今後もするということですが、緊急に求められるところは増設しながら、同時にそれぞれの学校で専門的な指導ができるのが、この通級指導教室だと思いますので、全学校で設置をしていく方向は考え方としてはもてないのかどうか、もつべきなのではないのか。この点について、もう一度考え方をお伺いしたいと思います。

**【教育長】**情緒障害学級の設置については、先ほど申したように一人一人の実態をよく把握して、丁寧に対応するというのが基本だと考えている。単に画一的、機械的に学級編成するというのではなくて、子どもの実態に合わせた対応を今後ともしていきたい。いずれにしても、市町村の判断を尊重していきたい。

通級指導教室については、先ほど申したように、全国的にも相当の高い率で配置しており、今後とも引き続き充実していきたい。

**【かみね】**やはり、特別支援学級については、障害種別という基準は、改めて再検討していただきたい、それから、通級指導教室についても各学校でという声を、しっかり受け止めていただいて、考えていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

**農業問題**

**知事は、「WTO提案の拒否」、「MA米輸入中止」を国に求めよ**

【松尾】日本共産党の松尾孝です。通告に基づき知事ならびに関係理事者に質問します。

まず農業問題です。この一年、冷凍ギョウザ事件、汚染米事件など、食の安全、安心を脅かす事件が相次ぎました。特に、農薬やカビ毒に汚染された「事故米」が食用に不正流通していたことは国民に大きなショックを与えました。世界の穀物在庫が危険ライン15%を割り込み、相場が短期間に2倍、3倍に高騰、途上国では暴動が起きて死者まで出ました。日本では、食料品の全面値上げが起家計を直撃しました。さらに、畜産も深刻な打撃を受け、日本の畜産がなくなるのではないかとの不安さえ起こりました。

このような中で消費者の動向に大きな変化が生まれています。内閣府が11月に公表した世論調査では、「外国産より国内産を」の声が94%と前回調査より22%も増え、「安い外国産の輸入」はわずかに3%、自給率の向上を望む声は、実に93、2%と過去最高になりました。いまや、食糧海外依存の危険性と不安は国民の共通認識となっています。

また、農産物貿易自由化を大幅に拡大しようとするWTOへの批判がかつてなく高まっていることも、この間の大きな特徴であります。昨年7月、WTOドーハ・ラウンド閣僚会議が決裂しましたが、合意先送りは実に5回目です。昨年末、金融首脳サミットで急浮上した年内合意も、閣僚会議も開けないまま頓挫しました。代わって、いま、食糧主権を掲げ、新しい貿易ルールをもとめる国際世論がますます高まっているのです。

そこで知事に伺います。

いま述べました食糧をめぐる内外情勢、国民世論の劇的な変化や食糧主権の高まりについて知事はどうご認識でしょうか。

自給率の向上、食糧の安定確保を図るためには、WTO路線の転換がどうしても必要です。7月のドーハ・ラウンド交渉に向けて既に動きが始まっていますが、政府に対し、自然条件や農業構造など実態を無視したWTO提案をきっぱりと拒否するよう強く要求すべきです。お答え下さい。

MA米問題ですが、日本は昨年の交渉で調停案をほぼ認めており、この夏、その線で合意すれば、MA米輸入量は最低でも100万トンを超えと言われています。自給率向上どころではありません。知事は昨年6月定例会で、MA米は「条約上の義務」と答弁されましたが、政府も義務ではないと認めているのですから、あらためて、きっぱり中止するよう強く要求していただきたいと考えます。

以上、先ずお答えいただきたい。

【知事】食料を巡る内外の情勢だが、世界的な人口増加、中国・インドなど新興国における経済発展と食生活の変化等に伴い食糧需給が逼迫する中、我々はこうした状況を踏まえて戦略的に食料の調達、確保について考えていく必要がある。食料の6割を海外に依存している我が国は、そのためにもできる限り自国の食料は、可能な限り自国で確保していくという農業展開は重要であることは間違いありませんし、これは、環境や国土保全にもつながる国家的課題であり一人一人が食や農について真剣に考えなければならない時期に来ていると考えている。

ただ、一方で、一国繁栄主義、モンロー主義というのはこのグローバルな時代において、今回の苦境においても顕著ですが、貿易に大変依存している日本の事情からして難しい面があることもこれもまた事実であります。

従いまして、WTOの農業交渉におきましても、こうしたことから、これまでから国に対し、多様な農業の共存が可能になるような柔軟なルールの下で、いずれの国においても公正で公平な農産物貿易が確立できるように交渉に臨むこと、多様で豊かな地域農業が将来にわたって発展していけるよう、国内の農業政策においても万全の措置を講じるよう要請して来ております。こうしたことを引き続き国に求めていかなければならないと思っています。

MA米につきましても、1993年のガットウルグアイラウンドにおきまして、輸入することを約束しましたものでありまして、国が国家貿易として輸入しようとしているものですから、ご存知のように、条約上義務はないというのは政府の役人的言い方ですので、実際問題としては事実上義務となっているのは、私は

現実であると思っています。

昨年、9月には、輸入米から事故米穀が不正規流出している事件も発生しているだけに、MA米につきましては、今後とも国においてしっかりと責任を持って適正に処理していただきたいと考えております。

先般、丹後こしひかりが唯一、二年連続特Aを受けましたし、私どもとしては、競争力ある京都の米をしっかりと作り、少しでも有利に販売できるよう引き続きがんばっていきたいと思っている。

**【松尾】** ご答弁いただきましたが、WTOの問題ですが、知事は、グローバル化の時代の中にあって、一国で自給をするということで、世界的、あるいは他国との交流を閉じるようなことがあってはならないといったが、それは当然であろうと思いますけれども、今、知事が言った、グローバル化の体制そのものが、WTOやIMFが支えてきたわけですが、行き詰まって、見直しが始まっています。WTO体制につきましてもその通りでして、WTOを国連の下部機構にすべきだとか、国連人権理事会から、「食料への権利を遵守しないWTO協定は拒否すべきだ」との報告が出るとか、そういう状況になってきているわけです。しかも、WTOが今日の世界的な食糧危機になんら積極的な解決策を持たない、やらないというような状況の中で、紹介したような批判も出ているのです。

それに対し、世界的に食料主権、知事は私の質問に正面から答えられませんでしたけれども、食料主権を掲げる新しい歴史の流れが始まっているということでして、知事がその流れにしっかりとたれて、見据えて、農業、農村の再生を京都からはかっていくということで府政を運営していただきたいと、これは強く求めておく。

## 生活できる米価、当面、60キロ18000円米価実現へ

### 米価の下支え制度を 国に求めよ

**【松尾】** 次に当面の課題について3点伺います。

まず価格対策です。日本の農業を衰退させた最大の原因は歴代政府が進めてきた農産物輸入自由化や価格保障政策の放棄など、農業では生活できない状況を作り出してきたことです。日本農業の再生にとって、関税の維持強化、生活できる価格・所得保障は喫緊の課題です。

わが党は昨年発表しました「日本農業再生プラン」で、自給率を当面50%に引き上げること、そのためにも政府が責任を持って、米をはじめ、麦、大豆など主な作物の価格保障制度を確立するよう提案しました。そして、水田農業の土台である米について、価格保障、所得補償を併せ、当面、60キロ18000円米価を要求しました。いま、この実現がどうしても必要ですが、その中心が不足払い制度です。

米の販売価格が生産費を下回った場合にそれを補填し、米価を下支えしようというのが不足払いで、いわば当たり前のものです。わが党は、知事が不足払い制度の導入を国に強く要求するよう、繰り返し求めてきましたが、答弁を避けまともに答えていません。府にやれと言っているわけではありません。知事がおっしゃるとおり国の問題ですから、国に要求してもらいたいと求めているのです。いかがですか、改めてお聞きします。

府独自の対策ですが、私どもは特別栽培米の奨励金を提案してきました。知事は「売れる米作りを進めていく」と答弁されているのですが、それならば、特別栽培米に助成するのは当然ではないでしょうか。併せてお答え下さい。

**【農林水産部長】** 米の価格対策につきましては、これまでから何度も国に対し、米価下落に歯止めがかかり、安定的に米の生産供給ができる受給調整システムを構築するよう要望してきています。

府としては、農家が安定して稲作経営を継続していけることが重要と考えまして、二年連続特Aを獲得した丹後こしひかりや特別栽培米の生産に必要な農業機械の導入や栽培技術の支援など競争力の高い米作りを積極的に進めています。

**【松尾】** 価格の問題だが、部長は需給調整システムについて触れられました。需給調整システムがうまくいっていないから、例えば07年米価が暴落をしたが、あの時に政府なり、色々な所から出された見解はそういうものであった訳ですが、そうではないと思う。

需給調整システムと言いますと、農家に減反を厳しく強いる以外にない訳ですから、そういうやり方ではなく、私どもが申しているように、生産費をつぐなう米価を政治が作らなければならない問題でして、不足払い制度の導入を強く求めているのです。

色々な場で政府に求めているとおっしゃいましたが、不足払い制度の導入を真っ正面から求めておられるのか、もう一度お聞きしたい。

あるいは、特裁米奨励金等府独自の取り組みも強めていただきたいと申し上げている訳ですから、これも、答えていただきたい。

**【農林水産部長】** 米の価格対策につきましては、国において米価下落に歯止めがかかるような対策をきっちり構築していただきたいということを何度も要望してきているところです。

特別栽培米につきましては、競争力も高い米作りをしていくことが最も必要であろうかということで、私どもとしては、具体的に機械導入や技術支援等を通じて支援をしているところ。

**【松尾】** 価格対策は、国の制度としてはないのですね。水田農業経営所得安定対策というのがあるのだが、これは対策とはいえません。07年のあの大変な下落の年の京都府の実績、補填額は、60kgあたり800円位なんです。これを、実際に売った価格（平均販売価格）が14000円ですから、この数字自体は実際より高いと思うのですが、それで、補填額を加えて14800円です。生産費は18600円です、近畿は、4000円の割り込みです。

こんな状況が続いている限り安心して米などつくれないと、ここのところを私ども問題にして、これを実際にやれるよう府として求めていくべきだと申し上げている訳ですから、これは、府として、知事が、知事会等で問題提起をするなどやっていただく必要があると思います。

## 京都府の「担い手支援策」の強化が必要

### 新規就農支援事業・就農研修資金貸付事業の強化拡大を

**【松尾】** 次に担い手対策です。

府はいままで、多様な担い手の連携による地域農場づくりや集落営農などを対策の基本にしてきました。しかし、高齢化の中でそれでは不十分として、農業ビジネスの育成に重点を移してきました。新年度予算では「農業ビジネス支援事業」が「農商工連携応援ファンド」の創設とセットで提案されています。1年に10、10年で100の農業ビジネスを立ち上げ、この中で地域農業を支え即戦力となる担い手を確保・育成していくというのですが、これが本当に担い手対策になるのか。一定の雇用はうまれるかもしれませんが、はたして府下全域をカバーする「即戦力の担い手」を育成できるのか、疑問です。お答えいただきたい。

担い手対策の中心はやはり、集落の将来を担う農家後継者、若い新規就農者の育成・確保だと考えます。新規就農者はこの数年来、年平均約50人です。せめて倍にする必要があります。新規就業支援事業を特別に重視し、予算も増額して実践農場を増やし、計画的に配置する、技術指導者、後見人も増やして積極的に進めるべきです。お答えください。

また、就農研修資金貸付事業についても貸与期間の2年から3年への延長、返済の個人負担解消など改善が必要と考えます。住宅対策も市町村任せでなく、府として積極的に取り組むべきです。お答えください。

研修を終えて3年目から自力経営となりますが、今日の状況では誠に厳しいものがあります。経営を軌道に乗せることが出来るよう、技術・営農指導はもちろん、積極的なバックアップ対策を講じるべきと考えますが、お答え下さい。

さらに、以前から指摘している農家後継者の参入についてですが、05年センサスでは、府内の同居男性後継者は、農業に少しでもかかわっている人が6500人、全くタッチしていない人が1500人、合わせて8000人に上っています。

価格保障や地域的な支援体制があれば、この中から、専業・兼業を問わず即戦力となる就農者を生み出すことは決して不可能ではありません。実態をよく調査し、必要な体制もとり、市町村、JAと一体になって積極的に取り組んでいただきたいと考えます。お答え下さい。

**【農林水産部長】** 担い手対策についてはジョブカフェでの就農相談から、農業大学校や担い手養成実践農場での人材育成、就農後のハード・ソフトの様々な施策を実施しているところであり、更に、これからの京都府農業の発展には、意欲ある農業者を育成することが重要であると考え、農業ビジネスの育成を進めていこうとするものであります。

担い手養成実践農場につきましては、市町村とも連携して積極的に取り組んできていまして、これまで丹後から山城まで府内40カ所で研修を実施し、すでに46名の方が各地域の中核的な担い手として活躍いた

だいています。

就農支援資金は利用された103人中98人と、そのほとんどの方が2年間の研修で就農されており、その償還におきましては、特に中山間地域におきまして多くの担い手を確保するため、5年間の据置に加え、市町村とも連携し償還助成を行い個人負担の軽減に努めており、就農後は普及センターが、栽培技術や経営計画等の指導を丁寧に行うとともに、住宅の取得や改修等については制度資金を活用していただいています。

農家の後継者につきましては、常日頃から、普及センター等がその状況を把握しており、その中で農業に意欲のある方が円滑に就農できるよう、経営や技術習得のための農業講座をはじめ、経営計画のサポートを行い、農業大学校において研修を行うなど様々な支援を行っています。

**【松尾】**担い手対策は、私、強調していますのは、同居している農家の後継者、これをしっかりと具体的に計画も作って育成していく必要がるのではないかと申しているのです。

京都でそのような対象の方が8000人おられ、とりわけ39歳以下という若い人たちもかなりいる訳でして、国の調査でも、新規参入者より39歳以下の同居後継者の方がうんと多く、17倍位に上っています。こういう取り組みをしっかりとやっていただくよう求めます。答弁をいただきたい。

**【農林水産部長】**新規就農者の中で後継者の方の占める割合が高いと言うことでございますので、普及センターが日頃からその状況は把握しておりますし、それによって意欲のある方に対して、講座を始め色々な施策を通じてやってきておりますので、これからも引き続き力を入れて参りたいと考えております。

**【松尾】**担い手対策は、積極的に同居後継者の取り組みを進めてまいりたい。

## 飼料米への支援に取り組むべき

**【松尾】**最後に飼料米です。政府は今年度予算の目玉として、「水田のフル活用」、「荒廃田の再生」事業を打ち出しています。減反の保全管理田に大豆、小麦のほか、米粉・飼料用の米をつくれというものです。飼料米は10アール当たり55、000円の助成があります。畜産農家との連携が前提ですが、これが整えば直ぐにでもできます。市町村、JAとも協力し積極的に取り組んでいただきたい。現在の取り組み、具体化はどうなっているか、府の方針はどうか、お答え下さい。

**【農林水産部長】**飼料用米につきましては、すでに生産農家と畜産農家をはじめ、関係者の間で新たな取り組みに向けた具体的な話し合いが始められているところであり、府としてはこうした地域での取り組みが円滑に進むよう専用機械の導入やモデルほ場の設置を支援する等、積極的に支援してまいりたいと考えております。

## 肝炎対策

### 「肝炎対策基本法」の早期成立を国に強く働きかけよ

**【松尾】**次に肝炎対策についてお聞きします。

被害肝炎訴訟が相次いで勝訴する中、昨年1月11日、「被害者救済法」が成立し、その後、製薬企業等の基本合意も締結されました。しかし、これで終わったわけでは決してありません。まだまだ訴訟に踏み切ったけれども、和解成立に至っていない方も多し、また、提訴に届かない方も沢山いる訳です。全ての被害者の救済に全力を尽くさなければなりません。

その後、肝炎ウイルス感染者は350万人とも言われる訳ですが、肝炎ウイルス感染者の救済について、基本合意に基づく肝炎対策基本法の成立に向けた努力が続いている訳ですが、国会の状況もありメドが立っていません。肝炎患者の治療、生活支援や救済対策をすすめるために、一日も早い基本法の成立が求められます。国の問題ではありますが、京都府としても積極的に取り組んでいただきたい。

そこで基本法の制定についてですが、総理大臣が直接謝罪し、被害者の救済とあわせ肝炎治療の研究、治療体制の整備、医療費の助成などを盛り込んだ、そういうものと表明されている訳で、京都府としても数万というウイルス性肝炎感染者がおられる訳ですから、将来にわたって安心していけるように基本法の成立を強くもとめていただきたいと思います。

患者団体、訴訟原告団、弁護団の方が、多くの方の支援も得て「もう待てない！350万人の命」と今、全力をあげてその対策に取り組んでおられます。私も一緒に先日四条河原町で宣伝署名活動をさせていただ



きましたけれど、京都府が、一緒にこれらに応える取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

**【健康福祉部長】** 肝炎対策についてですが、京都府ではこれまでから、患者の立場に立って国に対し肝炎対策の充実を求めてきたところであり、国においても、医療費の助成制度の創設などの対策が講じられてきましたが、引き続き国に対し、法整備も含め肝炎の早期発見や総合的な肝炎患者全員に対する適切な医療の確保等総合的な肝炎対策を進めるよう求めているところであります。

## 無料検査、患者の相談・治療、薬害肝炎患者支援の、府の体制強化を

**【松尾】** 次に具体的に3点お聞きします。

一つは感染調査、ウイルス検査が大事ですが、現在、京都府には検査委託医療機関が19しかありません。近畿各県に比べてダントツに少ない。大阪などは千単位です。滋賀も和歌山も兵庫も奈良も、京都の十数倍という実態です。未実施県が8県ありますが、実施県では京都が一番低いのですね。これは、直ちに改善をしていただきたいと思います。キャリアを早期に発見し治療につなげる事は府民の命を守る京都府の責任でもあります。強く求めます。お答え下さい。

次にインターフェロンをはじめ肝炎治療に対する助成です。

これは国がやっているのですが、やはり色々と患者のみなさんから、負担が大きくてとても受けられない、あるいはまた、少量長期投与など肝ガンを抑える治療としてある訳ですが、こういうも対象にしてもらいたい、インターフェロン以外もと多くの要望が出ています。これは、京都府で全てとはまいませんでしょうが、府としても可能な支援をしていただきたいと思います

3番目ですが、開業医、掛かりつけ医さんにお聞きしても、適切な治療・指導が得られないとの意見もあるわけです。やはり、医療圏単位だとか保健所単位とかで、最新情報が開業医に届く対応も求めたいと思います。

それと、京都には、拠点病院が二つできておりますが肝炎相談支援センターが設置されていない。これを急ぐ必要があると思います。よく協議をして急いでいただきたい。

最後にフィブリノゲン投与を間違いなく受けていると思いつつながら、記録等立証できないため提訴に至らないと言う方が多く残されている訳ですが、救済法成立から一年たっているが、今からでも、具体的な支援を関係医療機関に求めて支援をしていただきたいと思います。お答え下さい。

## 「委託医療機関を順次拡大したい」と答弁

**【健康福祉部長】** 肝炎検査については、住民に身近なところで検査体制を整えるため、市町村の行う健診や地域の医療機関で行うウイルス検査、医療機関数は約370ということでございますけれども、そうした検査に助成を行うと共に、保健所での検査を行ってきました。

これに加え、専門医療機関での検査体制を整備し、重層的な対応を行っていますが、医療機関については、地域バランスや早期治療に結びつけられる事を考慮し、専門医がいる医療機関へ委託を行っているところであります。今後とも、市町村等の意見もお聞きし、委託専門医療機関を順次拡大したいと考えております。肝炎治療に対する治療費助成は、患者の方々の病態に応じた対応をされるよう要望をしましたが、今回、国においては一定の医学的条件を満たし、医師が判断した場合には、助成期間を6カ月延長することや自己負担限度額に係る要件の緩和措置を行うと聞いております。

肝炎治療については、すでに標準的な治療方法が確立しているところでありますが、困難事例への対応や最新の治療方法を普及するため、肝疾患治療連携拠点病院である府立医大付属病院と京大病院などに要請し、医師会等の関係団体と連携した研修を実施していただいているところであります。

また、両拠点病院では、肝疾患を含め、個々の患者の相談に日常的に応じる体制が整えられており、引き続き医療機関での情報共有、連携により肝炎対策を進めて参りたいと考えております。

フィブリノゲン製剤の納入医療機関に対しては、患者等からの問い合わせ、相談に対して、カルテの開示をはじめとする情報提供や相談に積極提起に応じるよう、機会あるごとに要請するとともに、個別に相談があった事案については、カルテ等関係書類の再点検や当時の職員への状況確認等、相談者の立場に立って積極的に対応するよう徹底しております。

**【松尾】** 時間がないので検査体制の問題だけ要望しておく。部長は先ほど370との数字を申されたが、私は厚労省の資料を基に19と指摘したが、答弁と大変な違いだ。この点は後ほど確認させていただきたいが、いずれにしても近畿各県と比べ大変少ない、大阪などは4700の数字があがっている。兵庫788、奈良

628、和歌山527と。これはやっぱりよく調べて、整備していただきたいということを強く求めておきます。

ウイルス性肝炎の患者のみなさんは、本当に大変な思いで日々生活をしなければならぬ状況に追い込まれている。そういう方がおられるのですから、基本法の成立、治療あるいは生活支援等を含めて京都府としてしっかり対処していただきますよう強く求めて、質問を終わります。

## 《他会派一般質問》

2009年2月18日

### ■千歳利三郎（自民・舞鶴市）

- 1 水産業の振興と漁業権について
- 2 情報通信の格差の解消について
- 3 国道の権限委譲について
- 4 子どもたちの体力向上について

### ■熊谷 哲（民主・京都市右京区）

- 1 森林の保全・整備について
- 2 エコポイントについて
- 3 教育対策について

### ■岡本忠蔵（創生・舞鶴市）

- 1 市町村への権限移譲について
- 2 国道27号について
- 3 個人演説会について

2009年2月19日

### ■上村 崇（民主・京田辺市及び綴喜郡）

- 1 ファンド運用と今後により方について
- 2 防災意識の高揚への取組について

### ■林正樹（公明・京都市山科区）

- 1 留学生支援について
- 2 多文化共生社会の構築について

### ■奥田敏晴（自民・城陽市）

- 1 東京一極集中問題について
- 2 土砂等による土地の埋立て等の規制について
- 3 妊婦健診の公費助成の拡充について
- 4 障害者雇用対策について

### ■近藤永太郎（自民・京都市西京区）

- 1 桂川の治水対策について
- 2 私学の振興について
- 3 言語力の育成について

2009年2月20日

### ■諸岡美津（公明・京都市右京区）

- 1 妊婦健診の公費負担の拡充について
- 2 高齢者支援について
- 3 身体拘束について
- 4 障害者の表記について
- 5 府民サービスについて

### ■中島則明（民主・舞鶴市）

- 1 農山村問題について
- 2 和田ふ頭について

### ■島田正則（自民・木津川市及び相楽郡）

- 1 農業ビジネスの育成について
- 2 関西文化学術研究都市の新たな発展について
- 3 税業務の共同化について
- 4 京都府職員の健康管理について